片岡法律事務所(中区)が法人化へ 代表弁護士に片岡憲明氏が就任

「業務の永続化で信用力アップ」

片岡法律事務所(名古屋市中区)は、代表弁護士を務める片岡信恒弁護士が1980年に開設した。企業の法律顧問、社外監査役を務め、離婚・相続・労働・破産・不動産関係の事件、刑事事件などの案件を手掛けて規模拡大を続けてきた歴史を踏まえ、今年6月ごろには個人事務所を法人化する予定だ。法人化に伴い代表弁護士に就任する片岡憲明弁護士に法人化の役割や目的などを聞いた。(聞き手・塚本降編集長)

――法人化の狙いとは何でしょう。

片岡 弁護士などの「士業」を始められる方は個人事業主としてスタートすることが多くあります。個人で弁護士活動を行う場合のリスクの一つに、取引先との契約は個人の弁護士と結ぶことになっていることがあります。そもそも、民法の委任の終了事由の一つに「委任者又は受任者の死亡」があります。病気や事故で弁護士活動を続けられなくなれば、その契約は一旦終了します。そして依頼者は新たに弁護士と契約を結び直す必要があります。

これに対し、弁護士法人と契約している場合は、担当弁護士が代わるだけで弁護士活動は続けて行うことができます。そうした永続性が利用者にとって法人化のメリットではないかと考えております。弁護士業務というのは、商品を売って納めれば終了、というわけではありません。事件を担当して1年、2年と依頼者と長期間伴走します。個人的な事故などで事件がストップしてはいけません。法人化はこうした潜在的なリスクを軽減してくれます。

片岡 法人化により永続的に業務を続けていくことが対外的に伝わり、事務所に対する信用も向上すると思います。併せて、弁護士や事務

職員などの人材の採用にも影響があると見ています。私自身が仕事をしている中で、個人と法人の信用の違いを肌で感じることがありました。弁護士の多くは個人で活動しています。法人化することで他との差別化も図れると考えております。

また、一緒に働くスタッフたちの意識も変わると思います。「皆の組織」であると考えて個々が努力してくれることを期待しています。それぞれのスキルが高度化、専門化する機会にもなれば、とも考えております。

――いつ頃を考えていますか。

片岡 引き継ぎなど多くの作業があり、6月 ごろをめどに進められるよう準備をしていま す。

――法人化によって業務で違いなどはありま すか。

片岡 もともと法律事務所は2カ所以上の法律事務所設けることができません。これが、法人であれば、本店に加えて支店を設置することができるようになります。支店を増やすということは、業務拡大につながり、多くの事例を経験できるようになります。それらが先ほどもありましたように、職員達の意識の変化、スキルの向上に良い影響をもたらしてくれると期待しています。